

敦賀港長公示 第4号

港則法第39条第1項の規定により、敦賀港において次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年8月2日

敦賀港長



敦賀港における航泊の禁止について

敦賀港において、第70回とうろう流しと大花火大会が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。(警戒船のほか巡視船艇や海難救助にあたる船艇等港長が認めた船舶については、除外する)

記

1. 期間 令和年8月16日(金)

午後7時00分から午後8時45分まで

2. 区域 敦賀港松原海岸前面海域(別図参照)

次の各点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点: 笙の川左岸導流堤先端

B点: A点とC点の間接点

C点: 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位174度240メートル

D点: 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位266度130メートル

E点: 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位280度730メートル

F点: 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位260度880メートル

G点: F点とH点の間接点

H点: F点から真方位180度に引いた線と陸岸との交点

※但し、令和元年6月14日付公示第3号による現制限区域を除く。

3. 標識

上記区域を明示するため、B点、C点、D点、E点、F点、G点の6ヶ所に黄色灯浮標(4秒1閃光、光達距離5.5km)を設置する。

4. 備考

(1) 花火大会が中止される場合は、当日の航泊禁止は行わない。

(2) 航泊禁止区域の外周を警戒船8隻により警戒する。

航泊禁止区域図

- A点：筈の川左岸導流堤先端
- B点：A点とC点の中間点
- C点：敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位174度240メートル
- D点：敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位266度130メートル
- E点：敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位280度730メートル
- F点：敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位260度880メートル
- G点：F点とH点の中間点
- H点：F点から真方位180度に引いた線と陸岸との交点

- 航泊禁止明示ブイ
- B点、C点、D点、E点、F点、G点の6ヶ所に黄色灯浮標(4秒1閃光)の設置あり

別図

